

震 災 特 例 法 の 改 正 に つ い て

(被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)が、平成 28 年 4 月 1 日に施行され、「被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 43 条の 2)」の適用期限が 2 年間延長されました。

【概要】

東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が 1,300kℓ以下であるときは、当年度の課税移出数量のうち 200kℓまでのものに係る酒税について、租税特別措置法適用後の酒税額に 100 分の 93.75 を乗じて計算した金額となります。

(参考)

租税特別措置法第 87 条に規定されている「清酒等に係る酒税の税率の特例」については、その適用期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなります。

平成 28 年 4 月 1 日以降製造者が移出する清酒等に係る酒税の軽減割合については、表のとおりとなり、平成 28 年 4 月 1 日以降は、前年度の課税移出数量の区分に応じた軽減割合が適用されます。

【清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及び果実酒の軽減割合】

前年度の課税移出数量	軽減割合		
	27 年度	28 年度	29 年度
1,000kℓ以下	20%	20%	20%
1,000kℓ超 1,300kℓ以下		10%	10%

【合成清酒及び発泡酒の軽減割合】

前年度の課税移出数量	軽減割合		
	27 年度	28 年度	29 年度
1,000kℓ以下	10%	10%	10%
1,000kℓ超 1,300kℓ以下		5%	5%

(注) 発泡酒のうち「原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の 50%以上のもの」又は「アルコール分が 10 度以上のもの」は、従前と同様にこの特例措置の対象にはなりません。

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。